

京都市会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月3日

京都市会議長 橋村 芳和

京都市会規則第1号

京都市会会議規則の一部を改正する規則

京都市会会議規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

市会の会期は、会期の初めに市会の議決で定める。

第14条に次のただし書を加える。

ただし、事情の変更があつたときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(市会事務局議事課)